

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-117
許認可等の種類	地位の承継の承認			
根拠法令条例等・条項	都市計画法第64条第1項			
許認可等の概要	都市計画法第59条第4項の認可に基づく地位を第三者に承継させる際の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>(審査基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者が正当かつ適法な理由で工事に関する権原を譲り受けたものであること。</li> <li>2 申請者に当初の許可どおり都市計画事業を完遂するために必要な資力、信用及び能力があること。</li> <li>3 事業完了後の施設について、適切な帰属・管理が行われることが確実であること。</li> </ol>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・30日：市町村・建設事務所10日、県庁20日</li> <li>・国との協議を要するものにあつては2ヶ月：市町村・建設事務所10日、国土交通省1ヶ月、県庁20日</li> </ul>			
期間の制定根拠				